

山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金

（商店街賑わい拠点整備事業） Q & A （R7.4現在）

1 想定しているのはどのような事業か。

拠点に集まる人同士の交流が生まれ、それが地域に波及していくような拠点を整備することを想定しております。

例) ・ワークショップ・地域のイベントなど多世代が活用できるコミュニティスペース
・時間帯によって高齢者向けサロン、学生スペースと用途を分けるフリースペース
・まちづくりに関する活動を行う住民・学生向けのフリースペース

2 拠点で収益事業を行う場合に何か制限はあるのか

収益事業を行うことに関する制限はありません。ただし、運営にあたっては、地域住民等を幅広く集め、地域の交流の拠点となるような工夫をしていただく必要があります。

3 拠点は●年以上継続しなければならないなどの要件はあるのか。

●年以上継続しなければならないという要件はありませんが、地域住民の交流の拠点という性質から一定程度、長期間での運営を行っていただくことを想定しております。

なお、交付要綱第14条に財産処分の制限を規定しており、補助金により取得したものを、耐用年数を経過せずに処分する場合には、補助金の一部返還を命じる場合があります。

4 令和8年度以降も継続した支援はあるのか。

本事業は令和7年度限りの単年度事業ですが、状況に応じて予算措置を検討します。

5 商店街で新たに開業する場合、この補助金は活用できるのか。

本事業は商店街に住民が集う拠点を整備する事業に対し、補助するものであり、営利のみを目的とした店舗を開業する場合には活用できません。

6 県外在住だが、補助金を活用できるのか。

事業者の所在地要件は設けていないため、県外の団体であっても、拠点を整備する場所が県内の商店街等であれば補助対象となります。

7 応募した場合、必ず採択されるのか。

事業内容によっては不採択の場合があるほか、補助予定数は1件を予定しているため、補助予定数を上回る応募があった場合には不採択、または申請額より減額して内示する場合があります。

8 拠点を整備したい地域が中心市街地又は商店街に該当するかわからないがどうすればよいか。

対象地域にあたるか疑義がある場合は、県商業振興・経営支援課にご相談ください。

9 新たに拠点を整備する事業だけが対象となり、既存の拠点到係る運営費は補助対象とはならないのか。

新たに整備する事業のみが対象となり、既存の拠点到係る運営費は補助対象にはなりません。

10 事業に関して、利用料やクラウドファンディングによる収入が発生する場合、その収入分は補助対象経費からを差し引く必要はあるか。

収入が発生する場合であっても、本補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額を上限とし、収入分を補助対象経費から控除する必要はありません。

11 事業の実施にあたり、本補助金以外の補助金を活用することはできるか。また、その場合、別の補助金額については、補助対象経費から差し引く必要はあるか。

本補助金以外の補助金の活用も可能である。また本補助金以外の補助金を活用する場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除する必要はありません。